

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

保険計理人関係

コメントの概要	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
<p>保険会社の保険計理人の資格要件の強化についてですが、イギリスではモーリス・レビューが行われアクチュアリー、アクチュアリー会、アクチュアリー業務に関する評価が行われている折りでもあり、日本でもアクチュアリーに関しての評価・検討を行ったうえで、この問題について改めて検討すべきではないでしょうか。</p>	個人	<p>今般の改正は、リスク管理の重要性から保険計理人の関与・確認業務の強化について行ったものであります。</p> <p>なお、アクチュアリーに関しての評価・検討については、保険計理人の今後のあり方にかかる貴重なご意見として承ります。</p>
<p>1 ほとんど全ての損保会社に計理人が必要となるが、経過年数等を含めた新要件を満たすアクチュアリーの不足からコンサルティングアクチュアリー等が利用され複数の会社を兼務する等歪みが生じる可能性が高い。</p> <p>2 損保計理人としての職務遂行の必要十分条件は、1号収支分析等確認の適正な遂行となるが、これは日本アクチュアリー会の正会員とはイコールとはならない。</p> <p>3 よって、これらの状況を踏まえると、今回の計理人の資格要件の変更は時期尚早であり、アクチュアリーの実態及び実務能力を考慮するという観点を踏まえて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の実務能力を有すると会社が判断した場合は、その会社の責任において計理人の要件を緩和可能とする ○ 資格要件への実態が成熟可能となるためには、一定の時間を要し、経過措置期間の延長を行うことが必要。 	個人	<p>1 仮に複数の会社を兼務することとなった場合においても、保険計理人の職務遂行を適宜適切に取締役会が確認することが求められる旨指針に明記されているところであり、保険計理人の十分な関与・確認、適切な情報管理等が確保されれば、計理人としての役割は果たされるものと考えます。</p> <p>2 保険計理人の要件については、リスク管理の重要性から高度な専門知識が必要であり、その客観的な基準として日本アクチュアリー会（以下「ア会」という。）において専門的知識があると認められた者（＝正会員）としたものですが、要件該当者の中から各保険会社が保険計理人としてふさわしい者を選任することになります。</p> <p>3 現在選任されている保険計理人は改正後の要件を満たさなくとも経過措置として平成21年3月までの間は認められ、新たに保険計理人の選任が必要となる場合も、改正後の要件の者に加え、ア会準会員で実務経験10年以上の者等でも経過措置として平成21年3月までの間は認められます。</p>

参考純率改定時の対応関係

コメントの概要	ご提出者	コメントに対する金融庁の考え方
<p>監督指針Ⅳ－５－６については、参考純率改訂後１年を経過した場合に新参考純率にアップデートするか、改めて自社料率としてその妥当性・合理性を報告することを求められるものと考えます。</p> <p>参考純率改定に伴い、使用料率の妥当性・合理性の説明時期について、学校ビジネスや海外旅行傷害といった商品などの実務上の観点で踏まえて、「１年以内」を「２年以内」としていただきたい。</p> <p>なお、通知を受けた日から一定期間後を新たな参考純率の「使用可能開始日」に設定している保険種目（例.自動車保険）については、「２年以内」の起算日をこの「使用可能開始日」としていただきたい。</p>	<p>外国損害保険協会</p> <p>日本損害保険協会</p>	<p>今回の監督指針案においては、損害保険会社が参考純率の改定があったにもかかわらず、改定前の純率を使用し続ける場合に、その純率の合理性・妥当性について報告徴求する旨を明確化するものであって、改定後の参考純率の使用を義務付ける旨の改定を行なったものではありません。</p> <p>また、参考純率改定後、１年を経過したものについては純率の合理性・妥当性の検証が必要と考えており、参考純率の改定通知後１年という期間は適切な期間と思料します。</p>
<p>新たな参考純率に基づく改定の実施時期が決定しており、かつ、その時期の決定に合理性がある場合については、保険会社から改定実施時期を明示することで、「引き続き使用する純率の合理性・妥当性」の報告または資料の提出は不要になるとの理解でよいか。</p> <p>（なお、この改定実施時期は、損害保険料率算出団体による次回の改定時期を超えることはないものとする。）</p>	<p>日本損害保険協会</p>	<p>近い将来に純率の改定を実施するような場合にも、純率の合理性・妥当性にかかる説明は必要ですが、その内容は①改定する予定時期について根拠ある説明、②実施までの間、改定前の参考純率を使用し続けることの合理性・妥当性の説明を行うことで足りるものと考えます。</p>
<p>保険会社が新参考純率を使用する場合に、一種の簡便法として申請書類等の一部省略を検討して戴けるとかなり省力化となるので、一考をお願いしたいと存じます。</p>	<p>外国損害保険協会</p>	<p>具体的に省略できると考えている項目をご提案いただければ、審査の実効性維持の観点から、今後、検討してまいりたい。</p>